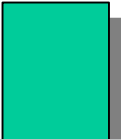


本資料は研究会に
おける検討資料です。

資料 3

撤去費用の取扱いについて

残存価額は、予想売却価額から取り壊し費用等の予想処分費用を除いた金額であり、予想処分費用は資産の売却収入により賄われることとなる。

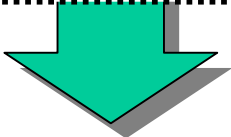


設備の撤去に関する様々な議論

設備の撤去は、再配分がなくとも、いずれ行われるものであり、撤去費用全額を補償することにはならないのではないか。

再配分により撤去を余儀なくされるのは事実であり、相当の補償は必要ではないか。

撤去設備の種類(鉄塔を含むか否か等)及び当該設備の設置場所(山間部か都市部か)等により撤去作業の内容が様々であり、撤去費用の算定を定型化することは相当に困難。



撤去費用を算定対象とするか否かの整理がまず必要

本資料は研究会における検討資料です。

撤去費用を算定対象とするか否か

算定対象とする

設備の撤去は再配分により特に発生するもの

個別に算定

再配分によるものか否かの判断基準が必要

定型化

- ・撤去方法をパターン化
(例:作業を屋内と屋外に分類)
- ・一律化
(例:取得価額に対する一定率)

再配分による撤去は通常予想される処分と異なるものがあるか否かの検証が前提

算定対象としない

設備の撤去はいずれ行われるもの

撤去の前倒し費用のみ算定すべき

撤去の前倒しに伴う金融費用の定型化

一切算定対象としない

給付金の交付を受けることにより資金調達は発生しないのではないか。

新規取得設備の金融費用の取扱いと合わせて検討する必要有り。

参考 フランスの電波再配分基金制度における再配分費用再配分の評価方法として以下の二つの方法がある。
設備の残存簿価に基づく評価
投下資本の前倒しに伴う金融費用に基づく評価
(新規設備の前倒し取得に伴う金融費用)